

昭和三十六年法律第二百三十四号

電気用品安全法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 事業の届出等（第三条・第七条）
第三章 電気用品の適合性検査等（第八条・第二十六条）
第四章 販売等の制限（第二十七条・第二十八条）
第五章 検査機関の登録等
第一節 検査機関の登録（第二十九条・第三十二条）
第二節 国内登録検査機関（第三十三条・第四十二条の二）
第三節 外国登録検査機関（第四十二条の三・第四十二条の四）
第五章の二 危険等防止命令等（第四十二条の五・第四十二条の八）
第六章 雑則（第四十三条・第五十六条）
第七章 罰則（第五十七条・第六十一条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 一般用電気工作物等（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物及び同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。）の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの
- 二 携帯発電機であつて、政令で定めるもの
- 三 蓄電池であつて、政令で定めるもの

この法律において「特定電気用品」とは、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品であつて、政令で定めるものをいう。

- 3 2 この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。
 - 一 当該デジタルプラットフォームを利用する者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによって、電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用して電気用品の販売を行う場合におけるものを除く。次号において同じ。）に対し、電気用品の通信販売（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する通信販売をいう。同号及び第四十二条の六において同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能
 - 二 当該デジタルプラットフォームを利用する者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、競りその他の政令で定める方法により電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の電気用品の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき者を決定する手續に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）
- 4 この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。
- 5 この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含まれるものとする。

第二章 事業の届出等

（事業の届出）

第三条 電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める電気用品の区分（以下単に「電気用品の区分」という。）に従い、事業開始の日から三十日以内に、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 電気用品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）にあつては、日本国内においてその輸入に係る電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 三 経済産業省令で定める電気用品の型式の区分
- 四 当該電気用品の設計を行う者であることその他の経済産業省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（電気用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

(承継)

第四条 前条の届出をした者（以下「届出事業者」という。）が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は届出事業者について相続、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その届出事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。（変更の届出）

第五条 届出事業者は、第三条第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 届出事業者は、第三条第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、同号の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。（廃止の届出）

第六条 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。（届出事項に係る情報の公表）

第七条 経済産業大臣は、第三条の規定による届出又は第五条第一項の規定による届出（第三条第一号から第三号までの事項に係るものに限る。）があつたときは、これらの届出に係る第三条第一号から第三号までの事項に係る情報を公表するものとする。

2 経済産業大臣は、前条の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

第三章 電気用品の適合性検査等（基準適合義務等）

第八条 届出事業者は、第三条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

1 特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。

2 届出事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）について検査を行ひ、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

3 特定輸入事業者である届出事業者は、前項の検査記録の写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

4 特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が経済産業省令で定める基準に適合するようにしなければならない。（特定電気用品の適合性検査）

第九条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を販売する時までに、次の各号のいずれかに掲げるものについて、経済産業大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査（以下「適合性検査」という。）を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電気用品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

一 当該特定電気用品

二 試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるもの

2 前項の登録を受けた者は、同項各号に掲げるものについて経済産業省令で定める方法により検査を行い、これらが技術基準又は経済産業省令で定める同項第一号の検査設備その他経済産業省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

3 特定輸入事業者である届出事業者は、その輸入に係る電気用品が特定電気用品である場合には、前項の証明書（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第二百十一号）第三十五条の規定により保存している同条各号に掲げる証明書を含み、第一項第二号に係るものにあつては、同項ただし書の政令で定める期間を経過していないものに限る。）又は第一項ただし書の経済産業省令で定めるものの写しをその国内管理人に提供しなければならない。（表示）

第十一条 届出事業者（特定輸入事業者である者を除く。）は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項（特定電気用品の場合にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に経済産業省令で定める方式による表示を付することができます。

2 特定輸入事業者である届出事業者は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項及び第三項前段（特定電気用品の場合にあつては、同条第一項及び第三項前段並びに前条第一項及び第三項前段）の規定による義務を履行し、かつ、その国内管理人が第八条第三項後段（特定電気用品の場合にあつては、同項後段及び前条第三項後段）の規定による義務を履行していることを確認したときは、当該電気用品に前項の表示を付することができる。

3 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品について前二項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、電気用品に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(改善命令)

第十二条 経済産業大臣は、届出事業者が第八条第一項の規定に違反していると認める場合には、届出事業者に対し、電気用品の製造、輸入又は検査の方法その他の業務の方法の改善に関する必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(表示の禁止)

第十三条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の電気用品に第十条第一項（当該届出事業者が特定輸入事業者である場合にあつては、同条第二項）の規定により表示を付することを禁止することができる。
 一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品（第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。）が技術基準に適合していない場合において、危険又は障害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき
 二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、当該技術基準に適合していない電気用品の属する届出に係る型式
 三 特定輸入事業者である届出事業者が輸入したその届出に係る型式の電気用品について、第八条第二項又は第九条第一項の規定に違反したとき
 四 内国管理人が第八条第三項後段又は第九条第三項後段の規定に違反したとき 当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式
 五 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、前条の規定による命令に違反したとき 当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式
 二 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、特定輸入事業者である届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る電気用品の区分に属する届出に係る型式の規定により表示を付することを禁止することができる。
 一 内国管理人が第八条第四項の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき。
 二 国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。
 第十三条から第二十六条まで 削除

第四章 販売等の制限

(販売の制限)

第二十七条 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

- 2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。
 - 一 特定の用途に使用される電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。
 - 二 第八条第一項第一号の承認に係る電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

(使用の制限)

第二十八条 電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者、同法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物を設置する者、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。
 2 電気用品を部品又は附属品として使用して製造する物品であつて、政令で定めるものの製造の事業を行う者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品をその製造に使用してはならない。
 3 前条第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

第五章 検査機関の登録等

第一節 検査機関の登録

(登録)

第二十九条 第九条第一項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める特定電気用品の区分（以下単に「特定電気用品の区分」という。）ごとに、適合性検査を行おうとする者の申請により行う。
 2 経済産業大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が第三十一条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

(欠格条項)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく处分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第四十二条又は第四十二条の四第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の基準)

第三十一条 経済産業大臣は、第二十九条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。
 一 國際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行ふ機関に関する基準に適合するものであること。

二　登録申請者が、第九条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定電気用品を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第三十七条第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ　登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えてること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2　第九条第一項の登録は、検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録を受けた者が適合性検査を行う特定電気用品の区分

四　登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地

（登録の更新）

二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地

四　登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地

（第三十二条）第九条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前二条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

第二節　国内登録検査機関

（適合性検査の義務）

第三十三条　第九条第一項の登録を受けた者（国内にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録検査機関」という。）は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2　国内登録検査機関は、公正に、かつ、技術基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならない。

（事業所の変更）

第三十四条　国内登録検査機関は、適合性検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

（業務規定）

第三十五条　国内登録検査機関は、適合性検査の業務に関する規定（以下「業務規定」という。）を定め、適合性検査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　業務規定には、適合性検査の実施方法、適合性検査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

（業務の休廃止）

第三十六条　国内登録検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第三十七条　国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2　受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

（適合命令）

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されており、経済産業省令で定めるものにより提供することとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（改善命令）

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、絏済産業省令で定めるものにより表示したもののが電磁的記録（電子的方式、

2　受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

（適合命令）

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されており、絏済産業省令で定めるものにより表示したもののが電磁的記録（電子的方式、

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、絏済産業省令で定めるものにより表示したもののが電磁的記録（電子的方式、

（第三十八条及び第三十九条）削除

（第四十条）経済産業大臣は、国内登録検査機関が第三十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その国内登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（第四十一条）経済産業大臣は、国内登録検査機関が第三十三条の規定に違反していると認めるときは、当該国内登録検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十一条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十三条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第三十七条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十二条 国内登録検査機関は、帳簿を備え、適合性検査に關し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(経済産業大臣による適合性検査業務実施等)

第四十二条の二 経済産業大臣は、第九条第一項の登録を受ける者がいないとき、第三十六条の規定による適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十一条の規定により同項の登録を取り消し、又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録検査機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 経済産業大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)又は機構に、当該適合性検査の業務の全部又は一部を行わせることができる。

3 経済産業大臣が前二項の規定により適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行い、又は研究所若しくは機構に行わせる場合における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第三節 外国登録検査機関

(適合性検査の義務等)

第四十二条の三 第九条第一項の登録を受けた者(外国にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「外国登録検査機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 第三十三条第二項、第三十四条から第三十七条まで、第四十条、第四十二条の二及び第四十二条の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第四十条及び第四十条の二中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第四十二条の四 経済産業大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 前条第一項の規定又は同条第二項において準用する第三十三条第二項、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第四十二条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第三十七条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前条第二項において準用する第四十条又は第四十条の二の規定による請求に応じなかつたとき。

五 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。

六 経済産業大臣が、外国登録検査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 経済産業大臣が必要があると認めて外國登録検査機関に対しその業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 経済産業大臣が必要があると認めてその職員に外國登録検査機関の事務所又は事業所において第四十六条第二項に規定する事項についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に応じなかつたとき。

九 次項の規定による費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録検査機関の負担とする。

前項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録検査機関の負担とする。

経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項第八号の規定による検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

第五章の二 危険等防止命令等

(危険等防止命令)

第四十二条の五 経済産業大臣は、次の各号に掲げる事由により危険又は障害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危険又は障害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該電気用品の回収を図ることその他当該電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第二十七条第一項の規定に違反して電気用品を販売したこと。

二 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと（第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。）。

（取引デジタルプラットフォーム提供者の責務）
（危険等防止要請）

第四十二条の六 取引デジタルプラットフォーム提供者は、電気用品（その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。）の製造、輸入又は販売の事業を行なう者が前条の規定による命令を受けてとる措置に協力するよう努めなければならない。

第四十二条の七 経済産業大臣は、第四十二条の五各号に掲げる事由により取引デジタルプラットフォームを利用して販売される電気用品による危険又は障害が発生するおそれがあると認める場合において、当該各号に規定する者が特定できないことその他の事由により当該各号に規定する者によつて当該電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該危険及び障害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該各号に規定する者による当該電気用品の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。

3 取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとつた場合において、当該措置により製造、輸入又は販売の事業を行う者に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

第四十二条の八 経済産業大臣は、電気用品による危険又は障害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは处分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危険及び障害の拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

第六章 雜則

（承認の条件）

第四十三条 第八条第一項第一号又は第二十七条第二項第一号の承認には、条件を付することができます。

2 前項の条件は、承認に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、承認を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

（公示）

第四十四条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

（報告の微収）

1 第九条第一項の登録をしたとき。

2 第十二条の規定により表示を付することを禁止したとき。

3 第三十四条（第四十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

4 第三十六条（第四十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

5 第四十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

6 第四十二条の二第一項の規定により経済産業大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わないことをとするとき。

7 第四十二条の二第二項の規定により経済産業大臣が研究所若しくは機構に適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は研究所若しくは機構に行わせていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせないことをとするとき。

8 第四十二条の四第一項の規定により登録を取り消したとき。

（立入検査等）
第四十五条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者があつては、その国内管理人を含む。）又は第三十八条第二項に規定する事業を行う者に対し、その業務（特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対しては、その業務及び当該届出事業者の業務）に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内登録検査機関に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

（立入検査等）

第四十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者があつては、その国内管理人を含む。）又は第三十八条第二項に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
機構は、前項の指示に従つて第四項に規定する立入検査又は質問を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

第四十六条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に検査をさせ、又は同条第四項の規定により機構に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる電気用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2 国（前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第五十五条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされている場合にあつては、都道府県又は市）

3 前項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

（電気用品の提出）

第四十七条 経済産業大臣は、前項の規定によりその職員に検査をさせ、又は同条第四項の規定により機構に検査を行わせた場合において、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

2 国（前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第五十五条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされている場合にあつては、都道府県又は市）

3 前項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

第四十八条 経済産業大臣は、第四十二条の四第三項に規定する検査若しくは質問又は第四十六条第四項に規定する立入検査若しくは質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めることとは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

第四十九条から第四十九条まで 削除

（研究所又は機構の処分等についての審査請求）

第五十条 研究所又は機構が行う適合性検査に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、研究所又は機構の上級行政庁とみなす。（審査請求の手続における意見の聴取）

第五十一条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

（適合性検査についての申請及び経済産業大臣の命令）

第五十二条 届出事業者は、その製造し、又は輸入する特定電気用品について、国内登録検査機関が適合性検査を行わない場合又は国内登録検査機関の適合性検査の結果に異議のある場合は、経済産業大臣に対し、国内登録検査機関が適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

2 経済産業大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る国内登録検査機関に対し、第四十条の二の規定による命令をしなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の場合において、第四十条の二の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした届出事業者に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第一項中「命ずべき」と、第一項中「第三十三条の規定」とあるのは「第四十二条の三第一項の規定又は同条第二項において準用する第三十三条第二項の規定」と、同項及び前項中「第四十条の二」とあるのは「第四十二条の三第二項において準用する第四十条の二」と、「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

（手数料）

第五十三条 第四十二条の二第一項の規定により経済産業大臣の行う適合性検査又は同条第二項の規定により研究所若しくは機構の行う適合性検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料は、経済産業大臣の行う適合性検査を受けようとする者の納付するものについては国庫の、研究所の行う適合性検査を受けようとする者の納付するものについては研究所の、機構の行う適合性検査を受けようとする者の納付するものについては機構の収入とする。

（輸出用電気用品の特例）

第五十四条 輸出用の電気用品については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

（経過措置）

第五十五条 この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は経済産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（都道府県又は市が処理する事務）

第五十五条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第五十六条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。

第七章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 第一 第十条第三項の規定に違反して表示を付したとき。
- 第二 第十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反したとき。
- 第三 第二十七条第一項の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列したとき。
- 第四 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して電気用品を使用したとき。
- 第五 第四十一項の規定による業務の停止の命令に違反したとき。
- 第六 第四十二条の五の規定による命令に違反したとき。
- 第五十八条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第八条第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつたとき。
- 三 第八条第三項前段の規定に違反して、検査記録の写しを提供しなかつたとき。
- 四 第八条第三項後段の規定に違反して、検査記録の写しを保存しなかつたとき。
- 五 第九条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。
- 六 第九条第三項前段の規定に違反して、同項に規定する写しを提供しなかつたとき。
- 七 第九条第三項後段の規定に違反して、同項に規定する写しを保存しなかつたとき。
- 八 第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 九 第四十二条第一項の規定による報告をせず、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。
- 十 第四十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 十一 第四十六条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 十二 第四十六条の二第一項の規定による命令に違反したとき。
- 第五十九条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に對して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。
- 一 第五十七条（第二号及び第六号に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑
- 二 第五十七条（第二号及び第六号に係る部分を除く。）又は前条 各本条の罰金刑
- 第六十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。
- 一 第四条第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十七条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者
- 第六十一条** 第四十六条の三の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
- 附 則**
- （施行期日）
- 第一条** この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十九条の規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 第三条** この法律の施行の際現に旧規則第三条又は第四条の型式承認を受けている者は、その型式の別に相当する型式の区分について第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けたものとみなす。
- この場合において、昭和三十三年三月三十一日以前に型式承認を受けたものに係る第二十四条第一項の規定の適用については、同年四月一日に認可を受けたものとする。
- 第四条** 前二条に規定するものを除くほか、旧規則の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。
- 第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （旧電気用品取締法の表示に係る特例）
- 第六条** 通商産業省関係の基準認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第一百二十一号。以下「整理合理化法」という。）附則第四十六条第一項の移行電気用品であつて第二条第一項の電気用品であるものに付されている整理合理化法第十条の規定による改正前の電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「旧電気用品取締法」という。）第二十五条第一項若しくは第二十六条の六第一項又は整理合理化法附則第四十九条の規定による表示は、第十条第一項の規定により付された表示とみなす。
- 2 整理合理化法附則第四十七条第二項又は第五十条の規定の適用を受ける場合を除き、整理合理化法附則第四十七条第一項の移行特定電気用品であつて第二条第二項の特定電気用品であるものに付されている旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示（整理合理化法附則第四十七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示を含む。）は、第十条第一項の規定により付された表示とみなす。
- 附 則**（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄
- 1 2 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 1 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附 則 (平成七年四月二一日法律第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成九年四月九日法律第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(電気用品取締法の一一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第十三条の規定による改正後の電気用品取締法第二十六条の二第二項及び第三項並びに第二十六条の三第二項及び第三項の規定は、第十三条の規定の施行前に事業の全部の譲渡又は相続若しくは合併があつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併により設立した法人については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年五月二一日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務) この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対しても報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 第十一条の規定の施行の際現に受けている旧電気用品取締法第二十五条の三第一項の規定による型式の承認（附則第四十五条第一項若しくは第三項の規定によりなお從前の例によることとされた受けた型式の承認を含む。）に係る移行特定電気用品の表示又は販売について、第十一条の規定の施行の日から起算して当該移行特定電気用品に係る附則第五十条第二項の政令で定める期間を経過

する日又は当該承認の日から旧電気用品取締法第二十五条の三第一項において準用する旧電気用品取締法第二十四条第一項の政令で定める期間を経過する日のいずれか早い日までの間は、電気用品安全法第十条第二項、第二十七条第一項及び第二十八条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第四十八条 第十条の規定の施行の際現に旧電気用品取締法第二十一条第一項の指定を受けている者は、第十条の規定の施行の日から起算して六ヶ月を経過する日までの間は、電気用品安全法第九条第一項の認定を受けているものとみなす。その者がその期間内に同項の認定の申請をした場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。

した届出と、旧電気用品取締法第三十四条第一項の規定による認可を受け又はその申請を行つてゐる業務規定は電気用品安全法第三十五条第一項の規定により届け出た業務規定と、旧電気用品取締法第三十五条の規定による許可を受け又はその申請を行つてゐる業務の休廃止は電気用品安全法第三十六条の規定により届け出た業務の休廃止と、旧電気用品取締法第四十条の規定によりした命令と、旧電気用品取締法第四十一条の規定によりした命令は電気用品安全法第四十二条の規定によりした命令と、それぞれみなす。命令は電気用品安全法第四十二条の規定によりした命令と、それぞれみなす。

用品又は旧電気用品取締法第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の三第一項の規定による届出に係る構造の旧電気用品取締法第二条第二項の乙種電気用品であつて電気用品安全法第二条第一項の電気用品であるものについては、電気用品安全法第十条第二項の規定にかかるわらず、第十条の規定の施行の日から起算して一年間（表示の変更に伴う製造設備の修理又は改造に相当の期間を要する移行電気用品として政令で定めるものにあっては、第十条の規定の施行の日から起算して三年を超えない範囲内において移行電気用品ごとに政令で定める期間）は、旧電気用品取締法第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の規定の例による表示を付することができる。

第五十条 附則第四十七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示を付された移行特定電気用品については、第十条の規定の施行の日から起算して移行特定電気用品ごとに五年（製造から販売までに通常相当の期間を要する移行特定電気用品として政令で定めるものにあっては、十年）を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、電気用品安全法第十条第二項、第二十七条第一項及び第二十八条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(処分等の効力)
第六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした处分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)
第六十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前(製品安全協会については附則第十条の規定によりなお効力を有することとされる旧消費生活用製品安全法の規定の失効前、高圧ガス保安協会については附則第三十条の規定によりなお効力を有することとされる旧高圧ガス保安法の規定の失効前)にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例に

よることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第七十条 附則第二条から第九条まで及び第十四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（施行期日）（平成二年二月二二日法律第一六〇号）抄
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、

（施行期日）
附 則（平成二年二月二二日法律第一〇三号）抄
第千三百一十六条第二項及び第千三百四十四条の規定
公布の日

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条から第十条まで及び第十二条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(政令への委任)

(施行期日) 平成二年二月二日法律第二〇四号

(罰則の適用を経過措置) 第二十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任) 第二十二条 附則第一条から第七条まで、第九条、第十一条、第十八条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め る。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の改正規定、附則第七条及び第八条を削る改正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の電気用品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日) **附 則** (平成二十三年六月二二日法律第七〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄第一
略

二 第二条、第十条 (構造改革特別区画整備法第十八条の改正規定に限る。)、**第十四条** (地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、**都市計画法**(昭和四十三年法律第五百号)の項、**都市再開発法**(昭和四十四年法律第三十八号)の項、**環境基本法**(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、**公有地の拡大の推進に関する法律**(昭和四十七年法律第六十六号)の項、**大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法**(昭和五十年法律第六十七号)の項、**密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律**(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、**第十七条**から**第十九条**まで、**第二十二条** (**児童福祉法**第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、**第二十三条**から**第二十七条**まで、**第二十九条**から**第三十三条**まで、**第三十四条** (**社会福祉法**第六十二条、第六十五条及び第七十七条の改正規定に限る。)、**第三十五条**、**第三十七条**、**第三十八条** (**水道法**第四十六条、第四十八条の二、**第五十条**及び**第五十条**の二の改正規定を除く。)、**第三十九条**、**第四十三条** (**職業能力開発促進法**第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、**第五十四条** (**障害者自立支援法**第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、**第五十五条** (**農地法**第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、**第八十七条**から**第九十二条**まで、**第九十九条** (**道路法**第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、**第一百零一条** (**土地区域画整備法**第七十六条の改正規定に限る。)、**第一百二条** (**道路整備特別措置法**第十八条から第二十一条まで、**第二十七条**、**第四十九条**及び**第五十条**の改正規定に限る。)、**第一百五十五条** (**駐車場法**第四条の改正規定を除く。)、**第一百七十七条**、**第一百八十二条**、**第一百八十三条** (**首都圏近郊緑地保全法**第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、**第一百六十二条** (**流通業務市街地の整備に関する法律**第三条の二の改正規定を除く。)、**第一百八十八条** (**近畿圏の保全区域の整備に関する法律**第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、**第一百九十条** (**都市計画法**第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、**第十二条**の四、**第十二条**の五、**第十二条**の十、**第十四条**、**第二十条**、**第二十三条**、**第三十三条**及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、**第一百二十一条** (**都市再開発法**第七条の四から第七条の七まで、**第六十条**から**第六十二条**まで、**第六十六条**、**第九十八条**、**第九十九条**の八、**第一百三十九条**の三、**第一百四十二条**の二及び**第一百四十二条**の三の改正規定に限る。)、**第一百二十五条** (**公有地**の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、**第一百二十八条** (**都市緑地法**第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、**第一百三十二条** (**大都市地域**における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条规定及び第一百九条の二の改正規定に限る。)、**第一百三十三条** (**第三十三条规定及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、**第一百三十四条** (**被災市街地復興特別措置法**第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、**第一百四十九条** (**密集市街地**における防災街区の整備の促進に関する法律第十条、**第十二条**、**第十三条**、**第三十六条**第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、**第一百二十五条** (**第二十一条**、**第二十二条**、**第二十三条**、**第二十四条**、**第二十五条** (**第二十一条**、**第二十二条**、**第二十三条**、**第二十四条**、**第二十五条**の改正規定に限る。)、**第一百五十五条** (**都市再生特別措置法**第五十一条第四項の改正規定を除く。)、**第一百五十六条** (**マンション**の建替えの円滑化等に関する法律第一百十二条の改正規定を除く。)、**第一百五十七条**、**第一百五十八条** (**景観法**第五十七条の改正規定に限る。)及び**第一百八十七条** (**鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律**第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。)並びに同法第十一條及び第十三条の改正規定に限る。)、**第一百四十五条**、**第一百四十六条** (**被災市街地復興特別措置法**第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、**第一百四十七条** (**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律**第十条、**第十二条**、**第十三条**、**第三十六条**第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、**第一百六十五条** (**地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律**第二十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条までの改正規定に限る。)、**第一百六十九条**、**第一百七十一条** (**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**第二十二条の改正規定に限る。)、**第一百七十四条**、**第一百七十五条** (**地方税法**第五百八十七条の二及び第八十条第一項及び第三項、**第八十三条**、**第八十七条** (**地方税法**第五百八十七条の二及び第八十条第一項及び第三項を除く。)、**第一百九十九条**、**第二百一十条** (**高速自動車国道法**第二十五条の改正規定に限る。)、**第一百二十二条** (**高速自動車国道法**第二十五条の改正規定に限る。)、**第一百二十三条** (**地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律**(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、**第一百九十九条**、**第二百一十条**の二及び**第二百二十三条**第二項の規定) 平成二十四年四月一日**

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (平成二十三年一二月一四日法律第一二二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

(施行期日) 附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六七号) 抄

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(处分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (平成二六年六月一八日法律第七二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二略

三 第一条の規定（前二号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十七条第一項第一号の改正規定（「第九十九条第一号」を）

の古事記を定めて、同様に第十一回第十一章の「古事記」を加へる旨を問ふ。さて、阿爾第七十多の規定を超えない範囲内においては、政治で定めるものである。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（行期日）
（一月の去事は、別女士去也。丁日から、あわててする。）
（次り名号こ屬する見よい、当該名号こ定める日から、あわててする。）

五百九条の規定の施行に開港等一部改正法
一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月二二日法律第七四号）抄

(施行期日)
第一条 〔の〕去律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。たゞし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十九条の規定 公布の日

二号を加える改正規定（同項第四号の二に係る部分に限る。）、同法第一百一十条第一号の改正規定（「第五十五条の二」の下に、「第五十五条の七」を加える部分に限る。）、同条第五号の改

正規定及び同条第八号の次に一号を加える改正規定を除く。並びに附則第四条、第五条、第八条から第十一条まで、第十五条及び第十八条の規定

政治委任

第十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(乙巳年五月六日) 附則(令和六年六月二六日法律第六七號)抄

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第百条第一項第一号に規定する事務のうち、前項の規定による監査の実施を受けることのない事務の運営の監視の実施等の事務は、この法律の施行の日から起算して二年以内に施行する。

六号の改正規定（第四十一条第一項）を「第四十二条」に改める部分に限る。）及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

る新電安法第五条第一項の規定による届出に係る事項について適用し、施行日前に行われた第三条の規定による改正前の電気用品安全法（以下「この項において「旧電安法」という。）第三条の規定

による届出及び当該届出に係る旧電安法第五十五条第一項の規定による届出に係る事項についての情報の提供については、なお従前の例による。

施行日以後に行われる新電安法第三条の規定による届出に係る新電安法第六条の規定による届出について適用する
（新電安法第七条第一項の規定による届出に係る新電安法第六条の規定による届出について適用する）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。